

身体・精神に障害がある方の軽自動車税などの減免について

税務収納課 ☎66・1115

身体または精神に障害があり、車を所有している方は、税金の減免申請をしてください。

対象者 身体障害者、戦傷病者、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、身体障害者自身が使用または障害者の通学・通院・通所・生業のために使用する車を所有している方。

減免される車 軽自動車、普通自動車(普通自動車は県税事務所へ申請)などのうち1人1台で、本人の所有する自動車(18才未満の身体障害者または知的障害者もしくは精神障害者で本人と生計を一にする方の所有を含む)に限ります。ただし、障害の区分・等級により減免に該当しない場合があります。

◆軽自動車を新たに減免申請する場合

申請場所 税務収納課軽自動車税担当(市役所本館1階)

持参するもの

印鑑、免許証、車検証、身体障害者・戦傷病者・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

※運転者と障害者が同一世帯でない場合は「自動車税等書」または「常時介護証明書」(減免申請以前1カ月以内に福祉課で交付を受けたものに限る)が必要です。

申請期限 5月24日(木)

◆軽自動車で前年度に減免の適用を受けている場合

3月中旬に郵送した「減免現況報告書」が新年度の減免申請書となります。まだお手元をお持ちの方は、該当する事項を記入の上、返送してください。

◆軽自動車を身体障害者用に改造してある場合

車椅子の昇降装置や車止め、浴槽の設置など身体障害者用に改造してある軽自動車を所有している方は、税金の減免申請をしてください。営業用、自家用の別は問いません。詳しくは税務収納課軽自動車税担当へお問合わせください。

申請期限 5月24日(木)

◆普通車の場合

愛知県東三河県税事務所
(☎0532・545111)へ。

1歳8カ月児健康診査に変わります

健康推進課 ☎67・1151

4月から、1歳6カ月児健康診の対象時期が1歳8カ月に変わります。

対象児は、平成17年9月1日以降に生まれたお子さんからです。対象児には個別に通知をします。



運転免許証の更新が日曜日にも可能になります

安全安心課 ☎66・1156

東三河運転免許センターでは、4月1日から日曜日の運転免許証の更新手続の一部ができるようになります。

受付時間 午前8時45分〜正

午、午後0時45分〜午後3時

ところ 東三河運転免許センター

対象 優良運転者講習を受講する方で、運転免許証更新連絡書(ハガキ)をお持ちの方

その他 日曜日に運転免許証の更新を希望される一般運転者、初回更新者、違反者運転者、高齢者講習を受講される方は、運転免許試験場(名古屋市天白区)をご利用ください。

問合先

東三河運転免許センター
☎0533・857181

仲間を求めている団体・サークルはお申し出ください

生涯学習課 ☎66・1222

市では、市内で活動する団体・サークルを紹介した生涯学習ガイドブック「団体・サークル紹介誌」を発行しています。

平成19年度版を発行するにあたり、本誌に掲載を希望する団体・サークル(宗教・政治・営利目的の団体を除く)を募集しています。4月20日(金)

までに生涯学習課へご連絡ください。

なお、この紹介誌は、5月中旬から生涯学習課などで無料配布します。

「俊成苑」が完成します

商工観光課 ☎66・1120

竹島園地内にある俊成苑の周囲を整備し、4月29日から「俊成苑」として開苑します。

苑内は、広々として、眺望のきく芝生緑地を中心に、緩やかなスロープの苑路が竹島橋や海岸に続いています。

また、小規模な演奏会や茶会などが開催できるステージや観客席もあります。

なお、芝生養生のため、8月までは芝生内の立入りはできません。

